○財務省告示第五十四号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年一月二十八日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年二月二十五日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十一回	十六億円	九十八円九十七銭
〃	〃	十二億円	九十九円十銭
〃	〃	十五億円	九十九円十五銭
〃	第十二回	十億円	九十九円十銭
〃	〃	五億円	九十九円十五銭
〃	第十三回	八億円	九十八円四十七銭
〃	第十五回	三億円	九十八円六十一銭
〃	〃	二十五億円	九十八円七十四銭
〃	第十六回	七億円	九十八円六十三銭
〃	第十七回	三十億円	九十八円九銭
〃	第十八回	四億円	九十八円二十七銭
〃	〃	九億円	九十八円四十銭
〃	〃	九億円	九十八円六十九銭
〃	〃	四億円	九十八円六十五銭
〃	第十九回	七億円	九十八円八十九銭
〃	第二十一回	五億円	九十九円七十五銭
〃	〃	五億円	九十九円八十銭
〃	第二十二回	五億円	百円八十銭
〃	第二十七回	十億円	九十八円二十九銭
〃	〃	五億円	九十八円五十銭
〃	〃	四十七億円	九十八円四十五銭
〃	第二十八回	十億円	九十七円二十五銭
〃	〃	十七億円	九十七円三十九銭
〃	第二十九回	一億円	九十七円五銭
〃	〃	四十億円	九十七円二十銭
〃	第三十回	三十九億円	九十七円九銭
〃	〃	一億円	九十七円十銭
〃	〃	三十六億円	九十七円十四銭
〃	〃	十億円	九十七円十五銭
〃	第三十二回	五億円	九十六円五十五銭
〃	〃	十億円	九十六円五十九銭
〃	第三十三回	四億円	九十六円六十銭
〃	〃	五億円	九十六円六十四銭
〃	第三十五回	四十六億円	九十六円五十九銭
〃	〃	三十三億円	九十六円六十五銭
〃	第三十六回	十億円	九十六円四十銭
〃	〃	十億円	九十六円四十四銭
〃	第三十七回	二十一億円	九十八円二十五銭
〃	第四十回	十億円	百一円五十四銭
〃	第四十一回	十億円	百円九十九銭
〃	第四十二回	十億円	百円二十八銭
〃	〃	十億円	百円三十銭
〃	〃	五億円	百円四十五銭
〃	第十四回	四億円	百円五十銭
〃	第十五回	十八億円	百一円八十銭
〃	〃	六十九億円	百円五十九銭
〃	〃	二億円	百円五十七銭
〃	〃	三億円	百円五十五銭
〃	〃	十億円	百円五十二銭
〃	〃	四億円	百円五十銭
〃	〃	百九十五億円	百一円三十四銭
〃	〃	二億円	百一円三十二銭
合計	〃	七百一億円	百一円八十八銭
〃	〃	十九億円	百一円八十七銭
〃	〃	四十三億円	百一円八十八銭